

令和元年度第5回東区協議会 次第

日時：令和元年8月29日（木）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

東区協議会推薦会の設置等について

【区振興課】

(2) 地域課題について

4 その他

(1) 東区の取り組み

(2) その他

(3) 9月の開催予定 令和元年9月26日（木）午後1時30分から

会場：東区役所3階 31、32会議室

10月の開催予定 令和元年10月11日（金）午後1時30分から

会場：東区役所3階 31、32会議室

5 閉会

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	東区協議会推薦会の設置等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和元年度(平成31年度)で任期満了を迎える委員に代わり、令和2年度からの区協議会委員選任を行うため、設置条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、東区協議会推薦会を設置します。</p> <p>この推薦会の設置については、推薦会の組織及び運営に関して必要な事項については、区協議会の議決により、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」において定められています。</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	<p>東区協議会推薦会の設置等に関する要綱(案)について協議していただき、要綱を改定するもの。</p> <p>要綱(案)は、別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	長谷川光洋	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

東区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条の規定に基づき、東区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、東区協議会委員**5人で組織する**。

2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、**令和2年3月31日**までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

（庶務）

第5条 推薦会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

（細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

東区協議会推薦会の概要について

1 委員の選任

区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第2条第1項により区協議会の公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している区協議会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

(1) 委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員に3つに区分されます。

①区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第2条第1項第1号）

ア 団体推薦委員（必須）

※ 公共的な活動を営む団体については、法人格の有無は問いません。

(例) 自治会、商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、森林組合、土地改良区、観光協会、体育協会、文化協会、シニアクラブ、PTA、NPO法人など

◇地方自治法（抜粋）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

◇行政事例（昭和24. 1. 13）

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

②前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者（設置条例施行規則第2条第1項第2号）

ア 公募委員（必須）

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

(委員の公募)

第5条 附属機関の設置目的又は所掌事務を考慮し、必要により市民委員を登用する場合には、全て公募とすること。ただし、附属機関の所掌事務に照らし、行財政改革を担当する副市長が委員の公募が適当でないと認めるときは、公募を行わないことができる。

イ 直接指名委員（任意）

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、区協議会が推薦した者を選任できるものです。

(例) 学識経験者など

(2) 区協議会による団体の選定及び委員の推薦

区協議会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については区協議会で承認し、市長へ提出します。

また、区協議会が選定した団体や推薦した者が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、市長は、その理由を添えて区協議会に差戻し、再度、団体の選定又は委員の推薦をします。

(3) 推薦会の設置

区協議会委員3人以上7人以内で構成し、区協議会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

- ・ 公共的団体等の選定案の策定
- ・ 公募委員の推薦案の策定（選考）
- ・ 直接指名委員の推薦案の策定
- ・ 公募委員の公募の方法の決定
- ・ 区協議会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員（2期目）で構成することが望まれます。

①要綱の制定

推薦会の設置については、設置条例施行規則第3条第1項に規定されています。委員会の組織及び運営に関する必要な事項について、区協議会の議決により、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」において定めます。

②会議の運営

会議の運営については、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」に基づいて行います。

会議の運営に関して、要綱に定めていない事項については、区協議会の会議運営の例により行います。会議の開催情報の公開については区協議会と同様に行います。

個人情報に配慮しながら、委員の率直な意見交換が行われるように会議の運営を行います。

また、会議の当日に非公開となる可能性がある場合は、開催情報にその旨を案内します（「各区協議会の会議の公開等に関する要綱」及び「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照）。

<参考>

会議の非公開の主な理由としては、浜松市情報公開条例第7条第2号及び第5号などが考えられますが、同条各号に該当する場合であれば非公開とすることができます。

非公開手続については、「各区協議会推薦会の設置等に関する要綱」、「各区協議会の会議の公開等に関する要綱」及び「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照してください。

◇浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議開催情報の公開）

第2条 附属機関の会議の開催に関する情報は、会議を非公開とする場合を含め、すべて事前に公表しなければならない。

2 附属機関を主管する課の長は、附属機関の会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を記載した文書を別に定めるところにより情報公開を主管する課の長に提出しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議の議題又は内容
- (5) 会議の公開・非公開・一部非公開の別（全部又は一部を非公開とする場合には、その理由）
- (6) 会議の全部又は一部を会議の当日に非公開とする可能性のある場合においては、その旨
- (7) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の対応
- (8) 傍聴手続
- (9) その他必要な事項

3 情報公開を主管する課の長は、各課から提出された会議の予定を次の方法により市民に周知しなければならない。

- (1) 公民館、市政情報室その他庁舎内での掲示
- (2) 市のホームページへの掲載

（原則公開）

第3条 附属機関の運営の透明性を確保するため、会議は、公開を原則とする。ただし、個人情報、法人情報、行政運営情報等の非公開情報（浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開情報に該当するものをいう。以下同じ。）を扱う会議は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれているときは、必要な範囲で会議を非公開とすることができる。

3 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれている場合にあつては、議案の審議順序の変更等を行い、公開できる部分については、極力公開するよう努めなければならない。

（公開の可否の決定）

第4条 前条の規定により附属機関の会議を公開し、又は非公開とする場合は、あらかじめ当該会議の議を経なければならない。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）

・委員の委嘱日：4月1日と想定

	区協議会	推薦会		区役所
			公募	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員構成の検討 ・推薦会の設置要綱制定 ・推薦会委員の選任 			
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回推薦会 公募委員選考要領決定 公募の募集要項決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・新委員について政策法務課に事前協議（委嘱までに実施）
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員募集 広報はままつ 市・区HP等に募集 記事掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員選任に係る資料作成 委員再任回数 他附属機関併任状況 公募審査等資料 公共的団体候補リスト など
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦案議決 ・新委員推薦案を市へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回推薦会 公共的団体等の選考 公募委員の選考 直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を区協議会へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選考 	
2月				<ul style="list-style-type: none"> ・公共的団体等への推薦依頼 ・新委員就任承諾書の受領
3月				
4月				<ul style="list-style-type: none"> ・新委員委嘱 ・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出 ・新委員研修開催

(4) 選任までの流れ（標準モデル）

①委員構成検討及び推薦会設置要綱の制定（区協議会）

- ・委員構成（分野など）の意見交換（必要に応じて）
- ・推薦会設置要綱（ひながた参照）の検討・決定

②推薦会の開催（推薦会）

推薦会については、選考の進捗状況より必要な回数を開催します。

●第1回推薦会

区協議会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

- ・推薦会会長の互選
- ・推薦会の役割の説明
- ・附属機関の設置及び運営に関する基本指針の説明
- ・区協議会公募委員選考要領（ひながた参照）の検討及び決定
- ・区協議会公募委員募集要項（ひながた参照）の検討及び決定
- ・会議の公開・非公開の決定（以後の会議分も含む）

●第2回推薦会

推薦会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

- ・団体推薦委員の公共的団体等の選定
- ・公募委員の選考
- ・直接指名委員の選考

③新委員推薦案の承認（区協議会）

推薦案の公募委員及び直接指名委員に現区協議会委員が含まれる場合は、当該委員は自己の推薦に係る事項の議事に加わることはできません。（設置条例施行規則第5条第4項）

定足数に満たないことのないように、必要に応じて議事を分離します。

会議資料について、個人情報が含まれる可能性があるため、資料の作成や区協議会委員の資料管理への注意喚起、傍聴者への配布資料など配慮をする必要があります。

推薦会の推薦案が否決された場合は、否決の理由を添えて推薦会に差戻します。

④区協議会新委員の推薦事項の提出（区協議会）

（第1号様式 第2-1号、第2-2号、第2-3号様式 第3-1号、第3-2号様式）

⑤新協議会委員の委嘱（区振興課）

- ・公共的団体等への推薦依頼
- ・区協議会委員就任承諾書（第4号様式）の受領

- ・新委員の委嘱の起案・決裁（決裁者 担当副市長）
- ・新委員へ委嘱状交付
- ・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員報告

※ 区協議会からの推薦者等が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、その理由を添えて、区協議会に差し戻し、再度、推薦をしてもらいます。

（５）公募の作業手順（標準モデル）

推薦会が公募を行う場合の標準的な作業手順は次のとおりです。

【手順１】公募委員選考要領及び募集要領の決定

公募委員選考要領（ひながた参照）及び公募委員募集要領（ひながた参照）を検討・決定します。

<募集要項に記載する事項>（浜松市附属機関の委員の公募に関する要綱より）

- ・名称
- ・所掌事務又は活動内容
- ・公募する委員の人数
- ・委嘱する期間
- ・会議の開催予定回数及び開催時期（曜日、時間帯等）
- ・応募資格及び応募するための条件
- ・報酬、費用弁償
- ・応募の方法及び応募期間
- ・選考方法
- ・選考結果の通知方法

【手順２】公募委員の募集

広報はままつ及び市・区ホームページなどへ掲載その他の方法により募集要項の公示を行います。

公募期間は２週間以上です。

【手順３】公募委員の選考

推薦会にて選考を行います。

※ 公募委員の選考に関する情報は、浜松市情報公開条例に規定する非公開情報に該当しない限り、極力公開に努めなければなりません。

したがって、応募者の氏名（選考されなかった者に係るものを含む）などの公開について、応募者に事前承諾を得る等の措置をとる必要があります。

【手順４】選考結果の通知

公募委員の選考結果について、区協議会が市長へ推薦を行った後に応募者へ書面等（区協議会長名）で通知します。

※ 通知方法については、「公募委員募集要項」にて定めます。

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日

浜松市条例第78号

改正 平成21年2月27日浜松市条例第1号

平成21年9月4日浜松市条例第48号

(題名改称)

平成22年2月25日浜松市条例第1号

平成22年6月17日浜松市条例第34号

平成23年9月29日浜松市条例第46号

平成24年12月14日浜松市条例第61号

平成25年2月26日浜松市条例第1号

平成25年9月26日浜松市条例第46号

平成28年3月24日浜松市条例第16号

平成28年3月24日浜松市条例第17号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置、所管区域及び分掌する事務に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改、平28条例16・一部改正)

(区の設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区
- (7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所（以下「区役所」という。）の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- (3) 子どもに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

(平28条例16・追加)

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・平28条例16・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員（以下「区協議会委員」という。）の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(平21条例48・平31条例21・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。
- 3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 新市建設計画に関する事項
 - (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項
 - (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する

事項

- (4) 区役所に係る予算編成に関する事項
 - (5) 大規模な組織改編に関する事項
 - (6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項
- 3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・一部改正)

(市及び市長等の責務)

- 第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。
- 2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・一部改正)

(区協議会の会議)

- 第13条 区協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
 - 3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。
 - 6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
 - 7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。
 - 8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(連絡調整)

第16条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・旧第32条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例(平成17年浜松市条例第40号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

（会議の招集の特例）

6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項（第26条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成21年2月27日浜松市条例第1号）

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年9月4日浜松市条例第48号）

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月25日浜松市条例第1号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日（平成22年3月16日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成22年6月17日浜松市条例第34号）

1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。

2 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例（平成17年浜松市条例第231号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年9月29日浜松市条例第46号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日浜松市条例第61号）

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日浜松市条例第1号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日浜松市条例第46号）

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第16号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第

3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（平21条例1・平22条例1・平24条例61・平25条例1・平25条例46・一部改正）

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町（1番地から1813番地までを除く。） 法枝町（1番地から210番地まで） 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目

	城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目
東区	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目
西区	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖
南区	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町

	福塚町 法枝町(1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
浜北区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美菌 東美菌 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高菌 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久

間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻

別表第2（第3条関係）

（平21条例1・平28条例17・一部改正）

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3（第5条関係）

（平23条例46・一部改正）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

改正 平成23年9月29日浜松市規則第51号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

- (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
- (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改)

(推薦会)

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議（以下「推薦会」という。）を置く。

- (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定

- (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
 - (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。

- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第2項第7号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(区協議会の会議の運営)

第5条 区協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、随時開催するものとする。

- 2 会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の3人以上の発議により、出席する区協議会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の区協議会委員が署名しなければならない。
- 4 区協議会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わるできない。

(平23規則51・一部改正)

(委任)

第6条 前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(連絡調整会議)

第7条 条例第16条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。
- 4 前3項の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

5 第3項の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。

(平23規則51・旧第11条繰上・一部改正)

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平23規則51・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第142号)は、廃止する。

(区協議会委員の選任方法の特例)

3 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

4 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第1項第2号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。

(地域協議会委員の選任方法の特例)

5 第7条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附 則 (平成23年9月29日浜松市規則第51号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。



区協議会の開催日程（8月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第4回	8月28日 (水) 13:30.~	市役所北館 1階101会議室	・(協議)令和2年度予算編成に対する区重点提案事業について ・(報告)令和元年度地域力向上事業の提案について ・その他	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第5回	8月29日 (木) 13:30~	東区役所 3階 31・32会議室	・(協議)東区協議会推薦会の設置等について ・地域課題について ・その他	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第4回	8月28日 (水) 13:30.~	西区役所 3階 大会議室	・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第5回	8月21日 (水) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	・(協議)令和2年度予算要求における南区の重点提案事業について ・(協議)令和元年度地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第4回	8月22日 (木) 13:30~	北区役所 3階 31・32会議室	・(協議)令和元年度浜松市市民活動団体表彰について ・(協議)令和元年度地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第4回	8月22日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	・地域課題について ・その他	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第5回	8月27日 (火) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	・(協議)令和元年度浜松市市民活動表彰区長賞候補団体について ・(協議)史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用計画について ・(報告)し尿汲取り料金の改定について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：増田
TEL 457-2094

第3回交通安全委員会 議事概要

日時 令和元年8月22(木) 10:00~11:00

会場 笠井町交通死亡事故現場(浜松市東区笠井町1342番地地先(主要地方道 浜松環状線))、東区役所 33 会議室

出席者 大軒 孝幸、齋藤 國弘、佐藤 公治、高橋 和美、(50音順・敬称略)
大杉 秀明(東・浜北土木整備事務所)

事務局 沼野 恵樹、天野 数幸(東区区振興課)

1 交通死亡事故現地確認

○東・浜北土木整備事務所大杉グループ長が事故後の対応等について説明。

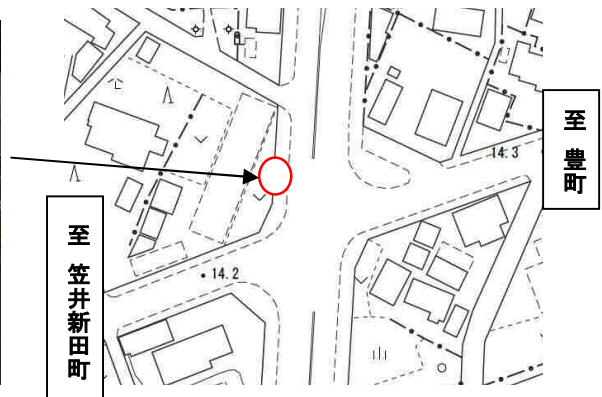
- ・事故現場交差点の右折レーンに破線ラインをひいて、右折時に進路をわかりやすくした。(東土木)
- ・カラーにする予定はないか。(委員)
- ・カラー化している交差点があるので、今後の検討課題としたい。(東土木)
- ・現場交差点は笠井中学校付近の環状線の一部供用開始に伴い、南北からの交通量が非常に増えている。(委員)

2 意見交換(東区役所 33 会議室)

- ・死亡事故が発生すると、警察主導のもと必ず現場診断を行い、再発防止のための意見交換をする。
- ・現場診断は必要だが、参加人数を含め、無駄なものもある。
- ・部会独自の意見を発信するために、現場診断等を工夫して行っていきたい。

3 次回開催日

- ・8月29日(木)第5回東区協議会后決定する。



<交通死亡事故現場を確認する、交通安全委員(写真左から2番目は、対応内容を説明をする市職員)>

浜松東署管内の交通事故日報

(令和 1年 7月31日分)

1 発生状況

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	8		9	218		293	1,398	4	1,845
増減	-1			-20		-16	-149		-195
率	-11.1		0.0	-8.4		-5.2	-9.6	0.0	-9.6

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	3		4	68		94	321	-11		450
主要地方道	2		2	16		22	99	-28	1	131
一般県道				26		28	185	-3		221
市町村道	2		2	95		133	708	-84	3	932
その他	1		1	13		16	85	-23		111

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
浜松市									
中区	12		17	106	-20			146	-7
東区	124		163	830	-102	2	1	1106	-132
南区	82		113	462	-27	2	-1	593	-56

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		5	30	3
中型車	1	4	18	-9
準中型車		8	40	13
普通車	7	191	1,215	-137
二輪車		5	45	-6
自転車		5	43	-10
歩行者			1	
その他				

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	3	115	713	-105
管内	4	94	575	-46
管外	1	9	57	-9

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		1	12	-1
16～19歳	1	10	59	-8
20～24歳		32	168	-10
25～29歳	1	24	123	-35
30～39歳	2	41	253	-11
40～49歳	1	42	263	-15
50～59歳	2	27	200	-5
60～64歳		11	68	-19
65歳以上	1	30	246	-42
不明			6	-3

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対(背)面通行中			11	2
横断中			17	-1
横断歩道			20	-3
その他		4	24	-9
小計		4	72	-11
正面衝突		1	5	-4
追突	5	104	581	-55
出合頭	1	63	448	-57
追越すれ違い時		1	7	-3
その他		21	129	11
右左折時		20	126	-23
その他	2			
小計	8	210	1,296	-131
車両単独		4	30	-7
踏切				
合計	8	218	1,398	-149

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				3		3	21				22	1
園児				3		3	18	-3			19	-6
小学生				6		5	51	-6			56	-10
中学生				4		5	18	-11			19	-10
高校生				10		10	61	1			59	3
高齢者	2		1	54		33	381	-73	1	1	228	-43
高齢運転	1		1	29		35	234	-48		-1	302	-69
歩行者				4		4	72	-11	2	1	70	-13
自転車				23		22	179	-14			176	-11
原付車				12		13	79	-11	2	2	80	-22
自二車				8		8	76	-6			86	-4
ヤング	1		1	39		55	214	-12	1	1	286	-22
若者起因	2		2	63		91	336	-46	1	1	462	-42
初心者				6		6	54	-8			73	-9
無免許							2	-2			4	
飲酒							5	-1		-1	5	-3
交差点	1		1	78		106	582	-47	3		744	-97

第2回東区協議会地域防災委員会 活動報告

開催日 令和元年8月22日（木） 午前9時00分～午前11時00分

場 所 東区役所32会議室 及び 安間川遊水地

出席者 地域防災委員会

森和彦 委員長、村木克郎 委員、河合洋子 委員、河合よしの 委員、
小池太江子 委員

地域福祉委員会

杉本ともえ 委員、鈴木祐一 委員、村松信子 委員

静岡県浜松土木事務所

水野幸治 工事課長、滝知行 主査

浜松市土木部河川課

小林正人 副参事、遠藤和正 G長

東区役所

東区長、区民生活課副参事、区民生活課課長補佐、区民生活課G長、
天竜協働センター長、長上協働センター主任、東・浜北土木事務所副所長、
笠井中地区防災班班長、笠井小地区防災班副班長

事務局

井田正人、長谷川光洋、大隅秀明、枝窪圭人、杉森保雄 以上26名

1 議事

(1) 安間川遊水地整備計画について（研修）

県浜松土木事務所から安間川整備計画、市土木部河川課から本市の浸水対策についてそれぞれ説明を受けた。安間川整備計画は10年に1回規模の洪水発生時の床上浸水を防止するのが目標となっている。遊水地整備や河川改修を行っており、進捗状況は全体の52.9%程度。

7月22日の大雨の際、安間川の水位上昇を抑えられ、下流域での家屋浸水被害の軽減に繋がったなど、遊水地の効力についても説明があった。



(2) 安間川遊水地整備計画について（現場視察）

安間川遊水地を視察し、遊水地の設備や地域利用を含めた今後の活用方法について説明を受けた。



<各委員からの質問等>

【研修】

- ・今後の安間川の改修工事について伺いたい。また、遊水地にあるポンプの働きについて説明してほしい。
→安間川については下流域の被害軽減のため、川底を深くする計画がある。大雨に備え、遊水地は水が溜まっていない状態を保つ必要があるため、ポンプは遊水地にたまった雨水の安間川への汲み上げに活用する。
- ・浸水対策では土のうステーションや土木防災システムなどの活用ができるが、新築家屋を立てる際には事前にその土地の浸水に対する情報を伝えることも必要ではないか。
→過去の浸水被害は土木整備事務所などで確認できる。申し出があればお伝えしているので、ぜひ活用していただきたい。

【現場視察】

- ・7月22日の大雨時、遊水地にどの程度の雨水が貯留されたのか伺いたい。
→その際の最大水深2.87mで貯留量は87,000m³程度だった。
- ・遊水地の利用計画について伺いたい。
→遊水地東側は多目的広場を整備し、トイレも完備した住民の憩いの場所として提供していく。

2 その他

【次回開催予定】

日時 令和元年10月1日（火）午後1時30分～午後3時00分
会場 東区役所31会議室

第2回地域福祉委員会 議事概要

日時 令和元年8月5日(月) 13:30~14:30

会場 東区役所3階 33会議室

出席者 石津幸子、熊岡邑子、杉本ともえ、鈴木祐一、村松信子(50音順・敬称略)

大隅則男 社会福祉課長、青野守弘 長寿保険課長、野沢和好 健康づくり課長

中澤 学 高齢者福祉課 生きがい・長寿政策GL

事務局 吉垣幸和、長谷川光洋

1 議事

○住民主体サービスに対する補助制度について

資料をもとに住民主体サービスに対する補助制度について高齢者福祉課より説明を受けた。

○各委員からの質問等について

- ・申請手続きに慣れておらず、条件をクリアしていても申請していない団体もあるのではないか。高齢者の団体では、申請手続きが難しいのではないかと。
→申請書や報告書など市補助金交付に最低限必要な書類となるため、ご理解いただきたい。また、不明な点など高齢者福祉課にご相談いただければ、その都度ご説明させていただいている。
- ・団体によっては、主要な役員の番が回ってくるとやめてしまう人もいます。書類作成などお手伝いしてくれる方がいるとありがたい。
→地域によっては、地区社協が書類作成のお手伝いをしてくれるようなところもある。
- ・補助を受けている団体が実際にどのような活動をしているか。
→訪問型サービスとしては、掃除や洗濯、買い物など月1回以上の定期的な家事支援である。通所型サービスとしては、趣味活動、交流、体操など月2回以上のサロン活動である。現在サロン活動等している団体については、(補助金の要件に合う)月に2回の活動を行っているところは少ない。今、活動している団体が、補助金制度を活用することなく良好な運営を行っているようなら補助金制度を無理に活用する必要はない。
- ・東区で補助金を申請している団体があるか。
→訪問型サービス、通所型サービスともに補助金申請は、東区の団体はない。通所型サービスの他区の実績は、中区1、西区6、南区1、北区1団体となっている。他都市の実績としては、静岡市で訪問型サービス1件、通所型サービス2件である。なお、沼津市、富士市、袋井市などはまだ実績がないと聞いている。また、補助金として交付している金額も上限は25万円だが、実際の額は2万円から10万円が多い。
- ・協議体でやろうとしていることと重複するところがないか。
→協議体では、地域包括支援センターを中心に構成団体から困っていることなど話し合いを行う場だと認識している。補助金制度については、協議体の会合等で説明し活用について提案をしている。
- ・補助対象経費を見ると実際には保険料くらいしか該当しないように思われる。
→申請団体によっては、保険料のみの場合もある。

- ・ 社会福祉協議会から助成を受けている場合でも可能か。
→ 団体への補助として交付する。
- ・ 制度について話を聞くことができ、こうした補助金制度があるということを周りの活動している団体に紹介できることはとても意義がある。困っている団体に勧めることができる。
- ・ 申請が増加した場合に、予算規模は増えるのか。
→ 上限額の 25 万円の交付となる団体が無いため、団体数が増えても予算上余裕がある。
- ・ チェックリストはどのように使用するのか。
→ 地域包括支援センターでチェックしている。すべての項目にチェックが入らないと該当者にならないというわけではない。
- ・ 今後の予算要求はどのような予定となっているか。
→ 現行の数字が基本となるが、目標としている申請団体数があるので、そこに合わせていくことになる。(R1 年度目標：訪問型 6 団体、通所型 9 団体、移動支援 6 団体)
- ・ 提出書類は、HP で取得するのか。
→ HP 上からダウンロードすることができる。高齢の方には、不慣れかと思われるので、まずは高齢者福祉課までご相談いただきたい。
- ・ PR を行っているか。
→ 協議体の場で PR をし、構成員（自治会、民生委員、シニアクラブ、地区社協、包括支援センターなど）が持ち帰りそれぞれの所属団体等に PR してもらっている。また、依頼があれば希望団体に説明を行っている。

< 制度の話聞いて >

高齢者福祉課の話では、住民主体サービスに対する補助制度について、現在活動している団体で条件をクリアするならばぜひ活用してほしいが、現在の活動が上手く運営されているようならば、それを変更してまで活用を促しているわけではない。住民が主体となって家事支援サービスや通所サービスを行うことが重要であるから、そうした活動が円滑に行われているようならば、そのまま継続してほしいとのことであった。

現在、各委員が所属している、または関連している団体の活動状況に照らし合わせ、補助金の申請が可能か、また必要かといったところを確認するとともに、周辺の団体にもこうした制度があることを案内し、活用できる可能性があれば手助けできればと考える。

2 その他

【次回開催】

日時：令和元年 9 月 20 日（金） 10:00～

会場：東区役所 3 階 33 会議室

◎空家の管理について

R01.8.29 東区協議会
区振興課総務・管財G

【概要】 区役所では、市民からの空家の管理についての相談に対して、空家の所有者を特定し、適正な管理をするよう通知等により依頼をしている。さらに、老朽化が著しく倒壊の危険性が高いものについては、特定空家と認定し、行政からの指導勧告などを行っている。

【根拠法令】 空家等対策の推進に関する特別措置法

【相談者】 市民、自治会関係者

【相談内容】

- ・空家の敷地内の雑草が生い茂って、自分の敷地に越境してくる
- ・台風などで屋根瓦などが飛来してこないか心配
- ・空家にハチの巣ができて怖い
- ・猫など小動物が住み着いてしまう

など

【東区の相談件数】

年度	件数	
H28	14	※その他、保留案件もあり ※東区内の特定空家は1件
H29	12	
H30	17	
R01	5 (8/15 現在)	

【相談の流れ】 別紙参照

【特定空家とは】 庁内空家対策連絡会議（市民生活課、建築行政課、該当区の区振興課など）により、家屋の損傷状況や近隣への影響等（※14項目）を考慮し特定空家かどうか判断する。

※14項目

1	建築物の傾斜・倒壊	8	看板、給湯設備、屋上水槽など
2	建築物の基礎	9	門、塀、生垣等
3	建築物の土台	10	擁壁
4	建築物の屋根	11	石綿の飛散や浄化槽、排水路による悪臭
5	建築物のひさし又は軒	12	可燃物等
6	建築物の外壁	13	立木の枝の繁茂、倒壊など
7	窓ガラス	14	雑草・生垣の繁茂

＜特定空家に認定されると＞

- ・敷地内への立ち入りが可能となる
- ・行政代執行が可能となるなど強制力が発生する
- ・認定後、指導に従わなかった場合、住宅用地の特例課税が外れる。(固定資産税、都市計画税の特例が外れる。)

【空家の管理についての対応注意点】

- ・所有者が亡くなって現在の所有者が不明

相続登記が行われず、所有者が不明確な場合は、戸籍等により法定相続人を確認し、管理依頼の通知を送付する。

- ・土地所有者と家屋所有者が違う場合

土地所有者と家屋所有者が違う場合、土地所有者は家屋に対する修繕などの権限を有さないため、土地所有者には助言書という形で、家屋所有者に助言してもらおうという通知を送る。また、家屋については、相続登記がされていない場合があるため、現在の所有者を特定しにくい。

○空家について相談フローチャート

【主な相談内容】

- ・空き家の敷地内で、雑草が生い茂って何の管理もされていない
- ・台風など強風により屋根瓦などが飛来してこないか心配
- ・空き家にハチの巣があり、怖い など

空家について所有者に適正な管理をしてほしいと区振興課に連絡



区振興課にて、該当空家の地番から家屋及び土地の所有者を調べる

固定資産の情報等から所有者を特定する。



現地調査を行い、写真を撮影

現地を調査し、実際にどのような影響が出ているかを確認する。



＜所有者に通知文を送付＞
所有者に写真とともに通知文を送付し適正な管理を行うよう依頼

＜市民生活課に相談内容を報告＞
市民生活課に所定の書式により相談内容を報告。（この報告内容により特定空家に該当する可能性があるか判断される。）



所有者が対応する

所有者が対応しない



特定空家の可能性



繰り返し

終了

区振興課から再度通知を送る

以下、市民生活課業務

＜区内空家対策連絡会議＞
市民生活課、建築指導課、該当区の区振興課などが出席し、特定空家に該当するかどうか判断する。



＜特定空家に該当＞
特定空家該当通知発送



＜助言、指導＞
土地のみの所有者の場合「助言書」
建物の所有者には「指導書」を送付



＜勧告＞
「勧告書」の送付
住宅用地特例の除外



＜命令＞
「命令書」の送付



＜代執行＞
所定の手続き後、代執行。その後、費用を徴収

◎空き地の管理について

R01.8.29 東区協議会
区振興課総務・管財G

【概要】 区役所では、市民からの空き地の管理についての相談に対して、空き地の所有者を特定し、適正な管理をするよう通知等により依頼をしている。

【根拠法令】 なし（浜松市空き地に繁茂した雑草の除去に関する事務処理要領により対応）

【相談者】 市民、自治会関係者

【相談内容】

- ・雑草が生い茂って、自分の敷地に越境してくる
- ・雑草が生い茂って、虫が発生する
- ・樹木、雑草が生い茂って、見通しが悪く防犯上危ない
- ・樹木、雑草の種が自分の敷地に飛んでくる

など

【東区の相談件数】

年度	件数
H28	49
H29	49
H30	37
R01	12 (8/15 現在)

※その他、保留案件もあり

【相談の流れ】 裏面参照

【関連課】 農業委員会、消防署、土木整備事務所、市民生活課

【空き地の管理についての対応注意点】

- ・雑草も財産
たとえ雑草、雑木でも所有者の財産とみなされる
→勝手に敷地に入ることにはできない。除草することも不可。
- ・空き地の管理について、管理方法に決まりはない
適正に管理しているという状態に定義はない。よって、除草回数などの指定はできない。
→詳細に指定したい場合は所有者と相談してもらうしかない。所有者との日頃からのコミュニケーションが大事
- ・通知の効果は限定的
市から市長名で管理を依頼する通知を送るが、1回目の通知で対応しない所有者は、その後何回か通知を送っても対応しないことが多い

○空き地の雑草について相談フローチャート

【主な相談内容】

- ・空き地で、雑草が生い茂って何の管理もされていない
- ・空き地の樹木の枝が自分の家に入り込んでくる
- ・雑草が生い茂り、虫が発生するなど

空き地の雑草について所有者に適正な管理をしてほしいと区振興課に連絡



区振興課にて、該当空き地の地番から土地の所有者、地目を調べる

固定資産の情報等から所有者を特定する。



現地調査を行い、写真を撮影

現地を調査し、実際にどのような影響が出ているかを確認する。



<地目が農地の場合>
 農業委員会に写真とともに情報提供
 農業委員会から土地所有者に農地としての管理を依頼

<地目が農地以外、枯草ではなく青草の場合>
 区振興課から所有者あて現地の写真とともに適正な管理を行うよう依頼

<枯草の場合>
 東消防署に写真とともに情報提供
 消防から土地所有者に火災予防としての管理を依頼



所有者が除草を行う

所有者が何もしない



繰り返し



終了

区振興課から再度通知を送る

- ・その後、再び管理されなくなった場合（近隣住民から相談があった場合）再び調査

- ・所有者が、何もしない場合、再度通知を送る
- ・再度、通知を送る場合は、再び現地で写真を撮影し、再通知に添付して送付する。
- ・一度目の通知から、少し期間を開けて送付する。

2019.8.14 (水)

静岡新聞 朝刊

東区 フットサル、プロが手ほどき

フットサルの全国リーグ・Fリーグに所属するアグレミーナ浜松の選手によるフットサル教室が12日、浜松市東区の浜松アリーナで開かれた。



子どもの夢を応援することを狙いとした東区の地域力向上事業の一環。小学4～6年生24人が参加

し、4チームに分かれて試合形式で練習した。

児童はプロ選手の巧みなボールさばきに翻弄（ほんろう）されながらも、懸命にボールを追った＝写真＝。選手からボールを奪ってドリブルを仕掛けたり、鋭いシュートを放ったりする児童もいて、笑顔でハイタッチを交わすなど選手との交流を楽しんだ。

(東区地域力向上事業)

令和元年度おじいちゃん・おばあちゃんのための作品展事業実施計画

長寿保険課

1 目的

敬老の日を中心として、小学生の描いたおじいちゃん・おばあちゃんの似顔絵及びメッセージをイオンモール浜松市野のイベントスペースに展示することにより、敬老の日の意識高揚を図る。

2 内容

与進幼稚園・豊西幼稚園・笠井幼稚園の4歳児・5歳児が描いた絵画及びメッセージを展示。
※小学校は平成25年度から開始し、平成30年度で一巡した。

3 作品の募集方法

当課で用意した指定画用紙を配布し、幼稚園の活動中や夏休みに絵を描いてもらう。
※応募してくれた園児には参加賞を贈呈

4 応募作品と展示数

応募作品約130点を予定(1人1作品)

5 実施(展示)会場、展示方法及び実施時期(展示日)

- ・展示会場 イオンモール浜松市野 イオンモール専門店街1F サウスコート
- ・展示方法 縦置きパネル(90cm×130cm) 両面に園ごとに掲示
- ・展示日 9月11日(水)午前9時～9月18日(水)午後6時

6 効果

園児が描いたおじいちゃん・おばあちゃんの微笑ましい似顔絵とメッセージにより、おじいちゃん・おばあちゃんに対する心から感謝し敬う気持ちを伝えることができる。

また、展示作品を鑑賞する市民の方にもほのぼのとした感情を抱かせることで、敬老の日の意識高揚が図られる。

7 昨年の展示と報道状況



平成30年9月14日(金) 中日新聞朝刊 ▶

熱中症 ~ご存じですか? 予防・対処法~

こんな症状があったら
熱中症を疑いましょう!



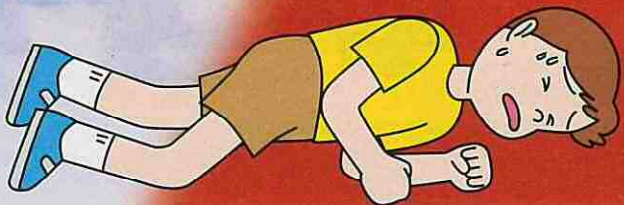
頭痛
吐き気
体がだるい(倦怠感)
虚脱感

軽

めまい
立ちくらみ
筋肉痛
汗がとまらない



中



重

意識がない
けいれん
高い体温である
呼びかけに対し
返事がおかしい
まっすぐに歩けない、
走れない

環境省

熱中症は予防が大切です

熱中症は気温などの環境条件だけではなく、人間の体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い日や、体が暑さに慣れていない時は注意が必要です。

こんな日は熱中症に注意

気温が高い



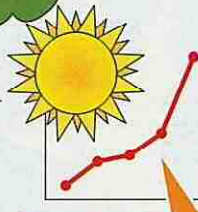
風が弱い



湿度が高い



急に暑くなった



こんな人は特に注意

肥満の人



持病のある人



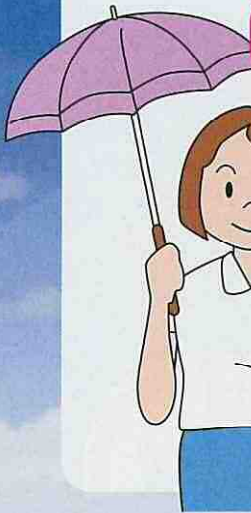
高齢者・幼児

体調の悪い人

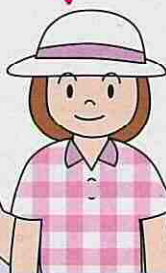
暑さに慣れていない人

熱中症の予防法

日傘・帽子



涼しい服装



水分をこまめにとる



暑いときには無理をしない



日陰を利用



こまめに休憩

*急に暑くなった日や活動の初日などは特に注意

人間の体は暑い環境での運動や作業を始めてから3~4日経たないと、体温調節が上手になってきません。このため、急に暑くなった日や久しぶりに暑い環境で活動した時には、体温調節が上手くいかず、熱中症で倒れる人が多くなっています。

*汗をかいた時には塩分の補給も忘れずに

熱中症になったときには

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認してから対処しましょう。最初の措置が肝心です。

チェック1 熱中症を疑う症状がありますか？

(めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)

はい

チェック2 呼びかけに応えますか？

いいえ

救急車を呼ぶ

はい

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

チェック3 水分を自力で摂取できますか？

いいえ

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

はい

水分・塩分を補給する

チェック4 症状がよくなりましたか？

いいえ

医療機関へ

はい

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう



救急車が到着するまでの間に応急処置を始めましょう。呼びかけへの反応が悪い場合には無理に水を飲ませてはいけません



氷のうなどがあれば、首、腋の下、太腿のつけ根を集中的に冷やしましょう



本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症時の状態を伝えましょう



大量に汗をかいている場合は、塩分が入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう

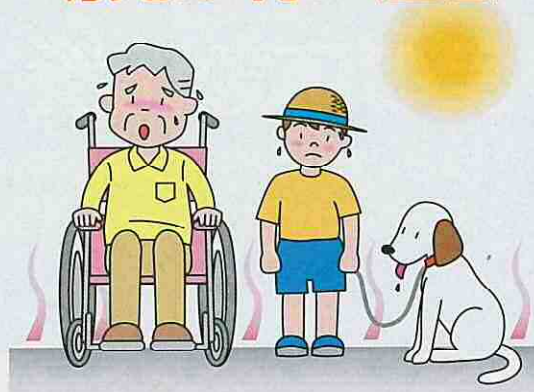
高齢者の注意点

- のどがかわかなくとも水分補給
- 部屋の温湿度をこまめに測る



- 高齢者は温湿度に対する感覚が弱くなるために、室内でも熱中症になることがあります。
- 室内に温湿度計を置き、こまめに水分を補給することを心掛けましょう。

幼児は特に注意



- 晴れた日は、地面に近いほど気温が高くなるため、車いすの方、幼児、ペットは大人以上に暑い環境にいます。
- 幼児は体温調節機能が十分発達していないため、頸椎損傷者は体温調節機能が十分に発揮できないため、特に注意が必要です。

- ◆ 環境省 熱中症予防情報サイト
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- ◆ 熱中症環境保健マニュアル
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- ◆ 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php
- ◆ 熱中症による救急搬送人員数（消防庁）
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html
- ◆ スマートフォン版 環境省 熱中症予防情報サイト
<http://www.wbgt.env.go.jp/sp>
- ◆ 携帯サイト版 環境省 熱中症予防情報サイト
<http://www.wbgt.env.go.jp/kt>



環境省環境保健部 環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館
TEL:03-3581-3351 (代表)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。